



栃木県公報

令和5(2023)年
1月24日(火)
第373号

目次

告示

○予定保安林	45
○生活保護法による指定医療機関の指定	45
○社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録	46
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	47

公告

○土地改良区役員の退任	47
-------------	----

告示

栃木県告示第26号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5(2023)年1月24日

栃木県知事 福田 富一

- 保安林予定森林の所在場所
宇都宮市飯山町字飯盛山975、978-4、978-6、字飯盛山前978-1から978-3まで、978-5、字二ツ橋887、888-1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字飯盛山978-6・字二ツ橋888-1（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第27号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定によ

り医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和5(2023)年1月24日

栃木県知事 福田 富一

1 病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令和5(2023)年1月1日	アイン薬局 日光医療センター店	栃木県日光市森友145-1
令和5(2023)年1月1日	カワチ薬局 大沢店	栃木県日光市木和田島1567-51
令和5(2023)年1月1日	たかたく薬局 森友店	栃木県日光市森友字大塚158-1

2 指定訪問看護事業者等

指定年月日	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
令和4(2022)年5月1日	Cocoro合同会社	栃木県栃木市箱森町13番9-2号	訪問看護リハビリステーションTSUNAGU	栃木県栃木市河合町6番2号
令和4(2022)年9月1日	医療法人社団 萌彰会	栃木県那須塩原市野間字神沼453-14	訪問看護ステーション おりーぶ	栃木県大田原市住吉町2丁目19-4 スカイハイッコスモA棟103号室
令和4(2022)年12月1日	株式会社信和	栃木県那須烏山市田野倉8-1	訪問看護ステーション 春風	栃木県那須烏山市田野倉8-1

(保健福祉課)

栃木県告示第28号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第27条第1項の規定による登録特定行為事業者の登録をしたので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年1月24日

栃木県知事 福田 富一

整 理 番 号	事 業 者		事 業 所		登 録 の 年 月 日	特 定 行 為 の 種 別
	氏名又は名称	住 所 又 は 主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
092700012	OUR 合同会社	東京都新宿区上落合3-8-25 FLAMP 404	アワーケア栃木	栃木市都賀町合戦場33-1合戦場南ハイッB203	令和4(2022)年12月28日	口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養

(障害福祉課)

栃木県告示第29号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年1月24日

栃木県知事 福田 富一

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
一般社団法人わんだふる-ライフ	栃木県那須塩原市東赤田321-1221	栃木県那須塩原市東赤田321-1221	令和5(2023)年1月16日

(住宅課)

公 告

○土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5(2023)年1月24日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住所	退任年月日	就任年月日
二宮土地改良区	理事	齋藤修次郎		真岡市物井3282番地	令和4(2022).11.25	

(農地整備課)